

令和元年度スポーツ指導者資格受講料等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ少年団認定員指導者又は競技指導者資格の取得を目指す市民に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、本市のスポーツ指導者を育成し、ジュニア層のスポーツ活動環境の向上を目的とする。

(対象となる資格)

第2条 対象となる資格は、次の各号のいずれかに該当する資格とする。

- (1) スポーツ少年団認定員指導者。
- (2) むつ市スポーツ少年団の単位団が活動している競技で、大会出場に必要なとされる指導者資格。(別表のとおり。)
- (3) その他本部長が特別に認めた指導者資格。

(対象者)

第3条 対象者は、本年度むつ市スポーツ少年団に登録している者か、次年度にむつ市スポーツ少年団への登録を予定している者。

(助成金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助金対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 補助金の申請は、スポーツ指導者資格受講料等補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 講習会の要項またはそれに類する書類。
- (2) その他本部長が必要とする書類。

(補助金交付の条件)

第6条 本部長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付の対象として該当しないことが判明したとき。
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 講習会を欠席したとき。ただし、本部長が特別な事情があると認める場合は、この限りではない。このとき、特別な事情と証明できるものを本部長に提出しなければならない。
- (5) その他本部長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(補助金の交付決定通知)

第7条 補助金の交付の決定は、スポーツ指導者資格受講料等補助金交付決定通知書(様式第

2号) によるものとする。

(実績報告)

第8条 講習会の実施日から起算して25日を経過した日までに、スポーツ指導者資格受講等完了実績報告書(様式第3号)を次に掲げる書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- (1) 合格通知や認定証、登録証の写しまたはそれに類する書類
- (2) 指導者登録料、登録手数料を支出した場合は、領収書の写しまたはそれに類する書類
- (3) その他本部長が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第9条 補助金の額の確定は、実績報告後、スポーツ指導者資格受講料等補助金確定通知(様式第4号)によるものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、補助金の額の確定後、スポーツ指導者資格受講料等補助金請求書(様式第5号)を本部長に提出して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金は、補助金の請求後に交付する。

(制度の利用回数)

第12条 補助金の交付を受けることができる回数は、年度内に1人1回までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から実施する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象資格	補助対象経費	補助金の額
スポーツ少年団認定員指導者、JBA 公認 E-2 級コーチ、JBA 公認 E-1 級コーチ、日本小学生バレーボール連盟初級指導者、日本小学生バレーボール連盟中級指導者、日本サッカー協会公認 D 級コーチ	受講料、テキスト代、登録料、登録手数料及び振込手数料	補助対象経費の全額

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

むつ市スポーツ少年団
本部長 白川 光治

住 所
申請者 氏 名 ⑨
電話番号

スポーツ指導者資格受講料等補助金交付申請書

年度スポーツ指導者資格受講料等補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

所属単位団名	
講習会名称	
講習会期日	
開催場所	
講習会で取得する資格名	
申請額	円
申請額内訳 (補助金対象経費)	

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

住 所

単位団体名

氏 名

様

むつ市スポーツ少年団

本部長 白川 光治

スポーツ指導者資格受講料等補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 講習会名 _____
- 2 交付金額 _____ 円

(補助金交付の条件)

本部長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付の対象として該当しないことが判明したとき。
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 講習会を欠席したとき。ただし特別な事情により欠席した場合はこの限りではない。
このとき、特別な事情と証明できるものを本部長に提出しなければならない。
- (5) その他本部長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

むつ市スポーツ少年団
本部長 白川 光治

住 所
単位団名
氏 名 ④

スポーツ指導者資格受講等完了実績報告書

年 月 日付けむつスポ少第 号で補助金の交付決定の通知を受けました
スポーツ指導者資格受講について関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

講習会名称	
講習会期日	
開催場所	
講習会で取得した資格名	
決算額	
決算額内訳 (補助金対象経費)	
添付書類	(1) 合格通知や認定証、登録証の写しまたはそれに類する書類 (2) 指導者登録料、登録手数料を支出した場合は、領収書の写しまたはそれに類する書類 (3) その他本部長が必要とする書類

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

住 所
単位団体名
氏 名

様

むつ市スポーツ少年団
本部長 白川 光治

スポーツ指導者資格受講料等補助金確定通知書

年 月 日付けむつスポ少第 号をもって交付決定を通知しました補助金
について、下記のとおり確定したので通知します。

記

講習会名称 _____

交付決定額	確定額	返還額
円	円	円

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

むつ市スポーツ少年団
本部長 白川 光治

住 所
単位団名
氏 名

印

スポーツ指導者資格受講料等補助金請求書

年 月 日付けむつスポ少第 号で補助金の確定通知を受けたスポーツ指導者資格受講料等補助金として、下記のとおり請求します。

記

講習会名称	
-------	--

【振込先】

請求額	_____ 円	
指定振込先	金融機関名	本・支店名
口座番号	普通・当座・その他 [_____]	
口座名義	ﾌﾘｶﾞﾀ	